

第2章 NPO法人の設立について

1 設立の手続

(1) 認証の申請

ア NPO法人を設立するためには、以下の書類を添付した申請書を県民生活課又は所管の県民局に提出し、設立の認証を受ける必要があります。

- ・ 定款
- ・ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ・ 就任承諾及び誓約書の謄本
- ・ 役員の住所又は居所を証する書面（※）
- ・ 社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面
- ・ 確認書
- ・ 設立趣旨書
- ・ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ・ 設立当初の事業年度及び翌年度の事業計画書
- ・ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

※ 本書面については、県では住基ネットを活用して確認することとしていますので、基本的には提出する必要がありません。ただし、住基ネットで確認できない場合は、役員の住所又は居所を証する書面を提出していただくこととなります。

イ 県知事は、認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公表するとともに、前記アの下線の書類は、受理した日から1月間、公衆の縦覧に供します。

(公表事項)

- ・ 申請のあった年月日
- ・ 申請に係るNPO法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

ウ 申請書類受理後に書類に不備があるときは、その不備が県の条例で定める軽微なもの（注1）である場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から2週間に満たない場合に限る。）。

補正をする場合は、申請書等補正申立書の提出が必要です。（42頁参照）

（注1）「軽微なもの」とは、申請の内容に影響がないものであり、かつ、誤記又は明白な誤りに係るものをいいます。

(2) 認証又は不認証の決定

県知事は、正当な理由がない限り、申請書を受理した日から3月以内に認証又は不認証の決定を行い、書面により通知します。3月以内のうち、縦覧期間が1月、審査期間が2月以内です。

(3) NPO法人成立後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことでNPO法人が成立します。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります。また、従たる事務所が、主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外にある場合は、従たる事務所の所在地において、設立の登記の日から2週間以内に、従たる事務所の所在地の登記をする必要があります。

NPO法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及びNPO法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を県知事に届け出なければなりません。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときは、県知事が認証を取り消すことがあります。

2 認証の基準

県知事は、NPO法人を設立しようとする者からの申請について、次の①～④の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証しなければなりません。

- ① 設立の手続き並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
- ② 当該申請に係るNPO法人が特定非営利活動(注2)を行うことを主たる目的(注3)とし、営利を目的としないもの(注4)であって、次のア及びイのいずれにも該当し、その活動が、次のウ～オのいずれにも該当する団体であること
 - ア 社員(注5)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと(注6)
 - イ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員の総数の3分の1以下であること
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと(注7)
 - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
 - オ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと(注8)
- ③ 当該申請に係るNPO法人が以下に該当しないものであること
 - ・暴力団
 - ・暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ④ 当該申請に係るNPO法人が10人以上の社員を有するものであること

(注2)「特定非営利活動」とは、下表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです。また、「不特定かつ多数」とは、NPO法人の活動によって利益を受ける者、いわゆる受益者の範囲の限定をしないということで、すなわち私益や共益でなく、社会一般の利益を意味するものです。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動(※)

※ 山口県では、次の理由から新たな活動項目を追加していません。

- ・他に定められている19の活動分野で非営利活動の分野をカバーできること
- ・追加はあくまでも19分野に準ずる内容とされているため、分野が広げられるわけではないこと
- ・新たな活動分野を定款に定めた法人は同じ分野を定めていない所轄庁への移転が認められないこと

(注3)「主たる目的」とは、全体の半分以上を当該事業が占めている状態を言い、その他事業を行う場合、その他事業の規模が特定非営利活動に係る事業の規模を超えないことが必要です。この場合において、事業規模については、事業計画書や活動予算書における事業内容、活動頻度、活動範囲、従事予定者数、受益対象者の範囲、参加予定人数、収入・支出予定額等を総合的に勘案して判断します。

(注4)「営利を目的としない」とは、収益を分配しないことであると理解されています。このため、特定非営利活動に係る事業における余剰金やその他の事業における収益、いわゆる「利益」の分配にあたる行為は認められていません。従って、配当などの剰余金の分配行為は認められません。役員報酬等人件費が事業の内容や当該収支計画の内容に照らして著しく高額である場合は、事実上の分配行為とみなす場合があります。

(注5)「社員」とは、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つものがこれに該当します。会社に勤務する人(会社員)という意味ではありません。

(注6)「資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」という規定は、市民が行う自由な社会貢献活動を具現化し、社員の入退会の自由を広く保障しようとするものです。市民に開かれていることが、NPO法人の特長であり、その公益性を立証する一つの手段ともなることから、本規定は非常に重要な意味を有しています。また、「不当な条件」に当たるかどうか具体的に判断する基準の例は次のとおりです。

- ① 入会及び除名に際して、法人の目的や事業の内容に照らして、合理的な説明のつかない条件がついていないこと
- ② 入退会の任意性が保証されていること
- ③ 退会や除名に際して、合理的な説明のつかない手続きが記載されていないこと
- ④ 入会金等が法人の目的や事業の内容に照らして著しく高額で、入会の障害となっていないこと

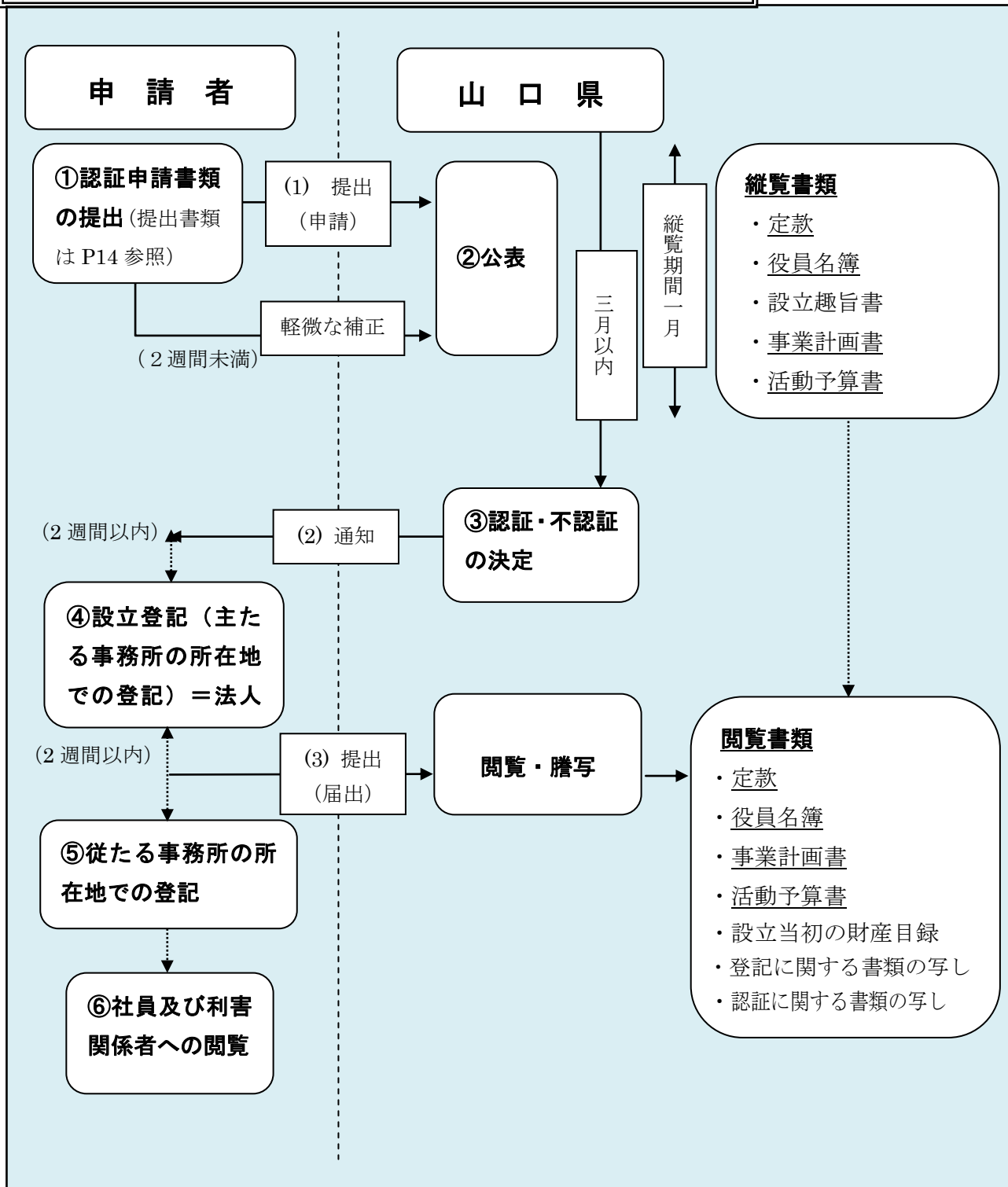
(注7)役員として、理事3名以上、監事1名以上が必要です。また、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはなりません。

(注8)法では、宗教活動や政治活動を主たる目的として行うことはできません。裏返せば、従たる目的として行うことは制限されていません。但し、この場合、定款にその他の事業として宗教活動や政治活動を行うことを明記する必要があります。

「主たる目的」として宗教活動や政治活動を行う団体で無いことは確認書で確認できますが、宗教活動や政治活動を「従たる目的」で行う場合には、定款、設立趣旨書、議事録、事業計画書、活動予算書でもその活動が従たる目的として行われることが明確に記載されている必要があります。

(注9)NPO法人は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする」(法第2条第1項)と規定されているため、特定の公職者や候補者・政党に関する選挙活動は、従たる目的であっても行うことはできません。

《参考》設立の認証申請から登記完了の届出までのフロー



縦覧書類のうち、下線の定款、役員名簿、事業計画書及び活動予算書については、設立登記完了届提出後に閲覧書類とします。